

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年6月11日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	高田良徳
同	新田耕造

1 監査対象部局 人事委員会事務局

2 監査対象年度 平成30年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
--------	-------

人事委員会事務局	令和元年5月28日
----------	-----------

4 監査の結果

財務に関する事務については、次のとおりである。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ適正な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。また、自家用車公務使用申請書も出ていなかった。

(3) 検討指示事項

該当事項なし